

令和 6 年度の市の取組みについて

目次

1. 保健福祉部

- (1) 子ども政策課…………… 1 ～ 2 ページ
- (2) 子ども家庭課…………… 3 ～ 4 ページ
- (3) 介護・障害福祉課…………… 5 ～ 6 ページ

2. 教育委員会事務局

- (1) 教育総務課 …………… 7 ～ 9 ページ
- (2) 生涯学習課 …………… 1 0 ～ 1 5 ページ

子ども政策課の主な取り組み

1. 【子ども・子育て会議関係】こども計画等策定事業(新規)

- (1) 第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画の策定
 - ア 保護者(未就学児、小学生のいる家庭)に対し実施するニーズ調査の結果や児童人口推計、事業実績等を加味した上で、整備すべき量を算出し、今後5年間の計画を策定
 - イ 子ども・子育て会議(年3回)の開催
- (2) (仮称)多賀城市こども計画策定に向けた準備

2. 【重点事業】公立保育所再編事業(新規)

- (1) 八幡保育所大規模改修工事に係る設計業務
 - 基幹保育所として必要な機能などを整備
- (2) 今後のスケジュール
 - 令和7年度 八幡保育所発掘調査業務
 - 令和8年度 八幡保育所大規模改修工事(志引保育所へ一時統合)
 - 令和9年度 八幡保育所開所(志引保育所を廃止)

3. 【重点事業】保育士確保支援事業(継続)

- (1) 保育士宿舍借上げ支援事業費補助金
 - 民間保育施設の寮を利用する保育士の家賃等支払いを支援
- (2) 保育体制強化事業費補助金(保育士支援者雇用分)
 - 地域の人材を活用し、保育関連用務や保育勤務の支援

4. 放課後児童クラブ施設整備事業

- (1) 多賀城小学校第一放課後児童クラブ移転整備
 - 放課後児童クラブの老朽化対策のほか、利用児童が、より安心安全な環境で放課後を過ごせるよう「学校敷地内」から「学校校舎内」へ移転
- (2) スケジュール
 - 8月 整備工事完了
 - 9月～ 引っ越し作業等
 - 12月 共用開始

5. 公立保育所運営管理事業(保護者の保育士体験)

- (1) 保護者と保育所との信頼関係を深めることを目的とし、志引保育所・八幡保育所で実施
- (2) スケジュール
 - 5月～ 保育士体験(令和7年2月まで、月2回程度で随時実施)
 - 6月 保育士研修会(市内教育・保育施設向け)
 - 10月 事業報告会

6. 児童手当支給事業(児童手当の拡充)

(1) 拡充内容

- ア 所得制限の撤廃
- イ 支給対象児童を「高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)」に延長
- ウ 第三子以降の手当額(多子加算)を月3万円に増額
- エ 第三子以降の算定に含める対象年齢を「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
- オ 支給回数を年6回に変更

(2) スケジュール

- 8月 新規認定者等申請受付開始
- 12月 拡充後の初回支給(R6.10～11月分)

令和6年度多賀城市不妊検査・不妊治療費助成事業のご案内

令和6年4月1日以降に終了した検査及び治療から適用になります。

多賀城市では、不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、費用の一部を助成します。

令和6年7月1日

	不妊検査費用助成	不妊治療費用助成
助成対象者	下記の①～④<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 検査開始日（※）の妻の年齢が43歳未満 ③ 夫婦ともに検査を受けていること ④ 申請日時点で多賀城市内に住所を有すること（夫婦のどちらかでも可） ※「検査開始日」…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。（以下同じ）	下記の①～③<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの ③ 申請日時点で多賀城市内に住所を有すること（夫婦のどちらかでも可）
助成対象となる検査・治療	<u>医師が必要と認める不妊検査</u>で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの。 ✓ 検査開始日から原則1年以内に受けたものが対象です。 ✓ 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、<u>保険診療と組み合わせて実施された先進医療</u>
助成額	<u>夫婦1組につき上限3万円</u>	<u>1回あたり上限5万円</u> ※「1回」とは、採卵から移植までを「1回」とカウントします。
助成回数	夫婦1組につき1回限り ※令和5年度以前に宮城県から助成を受けている方は対象外です。	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの

申請期限

令和6年度に検査及び治療が終了した方の申請期限は、令和7年3月31日です。

申請方法

窓口での提出：子ども家庭課親子保健係（市役所北庁舎2階24番窓口）へ直接

郵送での提出：〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号

多賀城市保健福祉部子ども家庭課親子保健係あて

電子申請：多賀城市公式LINE

※LINEアプリのインストールと多賀城市公式アカウントの友だち登録が必要です。

申請にはマイナンバーカードが必要です

多賀城市公式LINE ➡



アカウントID: @prego011

申請書類

不妊検査費

- ① 多賀城市不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）
- ② 不妊検査費助成事業に係る受診等証明書（様式第2号）
※夫婦が別の医療機関を受診した場合は申請者の受診等証明書
- ③ 医療機関が発行する対象検査の領収書、診療明細書（夫婦二人分）
- ④ 振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号がわかるもの（申請者名義の口座）
- ⑤ 事実婚の場合は、事実婚申立書（様式第3号）
- ⑥ 申請者と配偶者の住所が異なる場合は、配偶者の住所を確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

不妊治療費

- ① 多賀城市不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
- ② 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書（様式第2号）
- ③ 医療機関が発行する対象治療の領収書、診療明細書の写し
- ④ 振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号がわかるもの（申請者名義の口座）
- ⑤ 事実婚の場合は、事実婚申立書（様式第3号）
- ⑥ 申請者と配偶者の住所が異なる場合は、配偶者の住所を確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

不妊検査費、不妊治療費、それぞれの申請に必要な申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

多賀城市公式HP
不妊検査費・不妊治療費の助成について



問い合わせ先

多賀城市保健福祉部子ども家庭課親子保健係（北庁舎2階 24 番窓口）

☎ 022-368-1109

不妊・不育専門相談センターのご案内

宮城県では、「みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター」を設置して、不妊や不育症に悩む方の相談を行っています。

●毎週水曜日：午前9時～午前10時、毎週木曜日午後3時～午後5時

※いずれも年末年始、祝祭日等を除く

(1) 電話相談：専門の相談員（認定看護師等）が相談を受けます。☎ 022-728-5225

(2) 面接相談：電話相談の上、面接相談を予約することができます。（場所：東北大学病院）

※電話相談・面接相談とも1回の相談時間は30分程度です。

児童発達支援センター 太陽の家

今後の事業について

1

令和6年児童福祉法改正

※児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化される。

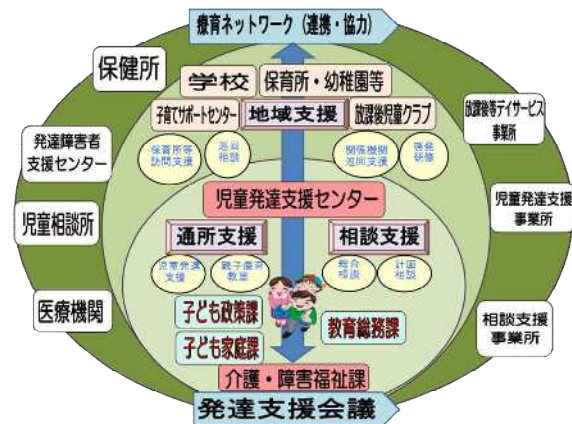
- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョンの中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

2

新たな事業について

【関係機関巡回支援】

地域全体で子どもたちの育ちを支えていけるよう、通所支援事業所や放課後児童クラブ、小規模保育所等を対象に訪問や研修を実施し、事業所支援を行います。



3

機能強化事業のイメージ

現在の事業	対象
巡回相談 →ケースを通した支援者への支援	認可保育所・認定こども園・幼稚園
保育所等訪問 →ケースへの支援 ①保護者からの相談による専門的評価および助言 ②集団活動への適応に関する助言	保育所・幼稚園・学校等の集団生活を営む施設に通う児童



新たな機能強化型としての事業	対象
対象施設への訪問等による支援 例①内部研修講師（知識・技術・環境整備など） 例②課題解決に向けた支援（困難ケースの関係機関への繋ぎ方等）	・小規模保育所等、児童クラブ等の事業所 ・放課後等デイサービスや児童発達支援事業所

4

令和6年度教育総務課の主な取り組み

1. たがじょう心のケア教育相談事業(令和6年度継続)

子どもたちが抱える問題や課題を早期発見できるよう相談体制を確保し、いじめや学校不適応といった問題の解決に向けて各専門家による連携支援を実施

(1) スクールカウンセラーの全校配置

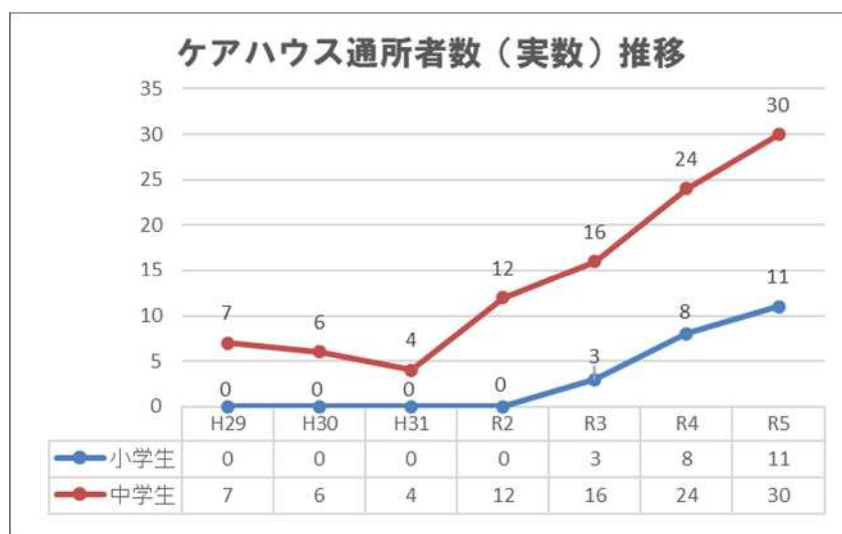
- ・県費負担非常勤職員を全校1名ずつ配置
- ・各学校にて月3～4回相談日を設定し、児童生徒、保護者及び教職員等が相談可能

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

- ・県からの委託契約に基づき、市が直接雇用を行い、各学校の申請に応じて派遣
- ・3名任用
- ・問題を抱える児童生徒がおかれている環境への働きかけを行い、関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整、学校内におけるチーム体制の構築支援等を行う。

(3) たがじょう子どもの心のケアハウスの運営

- ・平成29年度開所し、令和4年度から特定非営利活動法人アスイクへ業務委託
- ・通所者数は増加傾向（グラフ「ケアハウス通所者数（実数）推移」参照）

(4) 学校内の別室登校児童生徒への対応支援

普通教室での学習や集団活動に不安を抱えている児童生徒が安心して学ぶことができる校内環境の整備を支援

- ・学び支援教室の設置（山王小、城南小、第二中、高崎中）

※県の学び支援教室支援事業を活用して実施しており、本事業により学び支援教室担当教員が加配され、県の学び支援教室コーディネーターからの助言を受けながら対応。市としては教材や参考図書等の購入費用の支援や学生ボランティアを派遣

- ・その他各校における別室（保健室、空き教室等）

各校の工夫により対応しており、教材や参考図書等の購入費用を支援

2. 地域とともにある学校づくり事業(コミュニティ・スクール)(令和6年度継続)

地域とともにある学校を目指した学校運営協議会の設置・運営(生涯学習課の学校協働活動事業と両輪で推進)

(1) 学校運営協議会の設置(準備含む)対応状況

- ・令和4年度 多賀城八幡小学校、多賀城中学校に準備会設置
- ・令和5年度 多賀城八幡小学校、多賀城中学校に学校運営協議会設置
その他8校に準備会設置
- ・令和6年度 全小中学校に学校運営協議会設置

(2) 自主学習支援の取組

- ・多賀城スコーレ(夏季休業3日間及び冬季休業2日間)の開催
東北学院大学学生ボランティアや地域ボランティア等を活用し、3公民館にて実施

(3) その他、地域と連携した活動の推進

- ・地域ぐるみ生徒指導委員会(中学校区単位)に対する補助金支援(1校当たり62,500円)
本委員会は、子ども110番の家とりまとめや防犯マップの作成配布等を実施

3. 学校教育支援事業(令和6年度継続・追加)

児童生徒が夢や希望をもち、充実した学校生活を送ることができるよう、各種支援員の配置や教育支援システムの活用等を行う。

(1) 子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うため、支援員を配置

ア 特別支援教育支援員

小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数等に応じて支援員を配置

イ 学習指導支援員

小学校に1名ずつ配置し、個別の学習支援等を行う。

ウ 理科支援員

小学校に1名ずつ配置し、実験等の準備や授業支援を行う。

エ 部活動指導員

中学校の希望に応じて配置

(2) 特別支援教育支援システムの導入【令和6年度新規】

主に特別支援教育について、個別の教育支援計画や指導計画の作成、教材や研修動画の活用など、子どもたち一人一人に寄り添った学びの提供を目指すため、各小中学校に教育支援システムを導入

(3) 看護師の配置【令和6年度新規】

医療的ケアを必要とする児童に対し、看護師を配置する。(小学校1校)

4 学校部活動地域移行事業(令和6年度継続)

少子化の時代にあっても学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるとともに、教員の長時間勤務の解消を図るため、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力のもと、地域におけるスポーツ等の環境整備を図るもの

(1) 令和5年度

ア 部活動アンケート調査の実施

対象：生徒、児童（4～6年）、保護者、教職員（中学校）

イ 意見交換会の実施（R4：3回 R5：2回）

ウ その他、情報収集及び調査研究

(2) 令和6年度

ア （仮）学校部活動地域移行検討協議会の設置・会議開催

イ 方向性等をとりまとめ

※部活動の地域移行については、様々な立場の方の意見の聴取や課題の共有等が肝要

令和6年度

地域とともにある学校づくり事業 (地域学校協働活動事業)

地域とともにある学校づくり事業 (地域学校協働活動事業)

■ 協働教育とは・・・

教育基本法第13条に規定する「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」を受け、家庭・地域と学校が協働(※)して実施する教育活動です。

この取組により、児童・生徒の学校の授業だけでは得られない知識・経験・能力向上を図るとともに、学校を核として地域全体の教育力向上及び地域活性化を図り、次代を担う子どもたちの健やかな成長につなげていきます。

※協働とは

子どもの健全育成に向けての目的を共有し、複数の主体者（学校、家庭、地域等）が各々の特性・能力を活かしながら、互いを尊重しつつ、対等な立場で協力し合い一緒に活動すること。

地域とともにある学校づくり事業 (地域学校協働活動事業)

1 地域学校協働本部

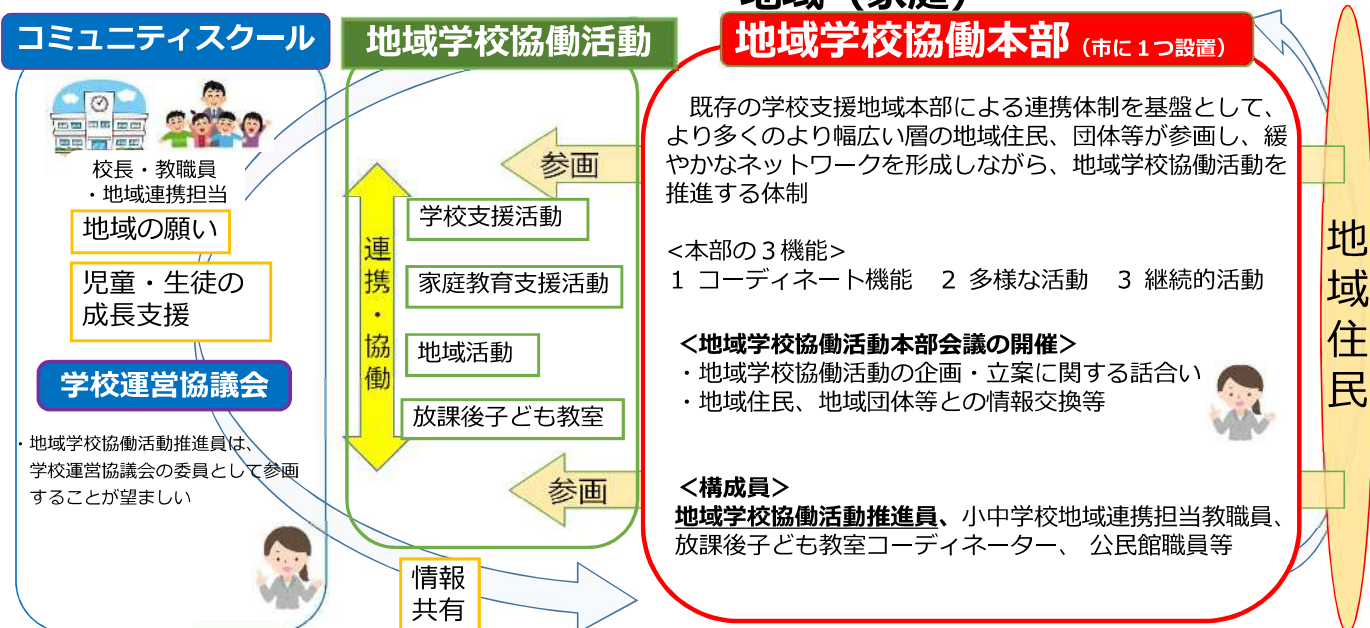
- (1) 地域学校協働本部会議
- (2) 協働教育研修
- (3) 地域学校協働活動推進員会議

2 地域学校協働活動

- (1) 学校支援活動
- (2) 地域活動
- (3) 家庭教育支援
- (4) 放課後子ども教室

1 地域学校協働本部

～地域みんなで子どもたちを育てる仕組みづくり～



1 地域学校協働本部

～地域みんなで子どもたちを育てる仕組みづくり～

(1)地域学校協働本部会議（年2回開催予定）

- ・参加者：地域学校協働活動推進員、市内小中学校教職員（地域連携担当）、放課後子ども教室コーディネーター、公民館職員、多賀城市市民活動サポートセンター職員 ほか
- ・第1回会議（令和6年4月25日開催）
内容：地域学校協働活動事業について
学校支援活動について
情報交換
- ・第2回会議（令和7年1月31日開催予定）
内容：今年度の振り返り・事例紹介・情報交換 など



1 地域学校協働本部

～地域みんなで子どもたちを育てる仕組みづくり～

(2) 多賀城市協働教育研修会 (令和6年7月25日実施)

- ・内容：講演・ワークショップ
「多賀城市の地域学校協働活動をよりよくするために（仮題）」
- ・講師：多賀城市社会教育委員・八洲学園大学
教授 水谷 修 氏
- ・参加対象：地域学校協働活動推進員、市内小中学校教職員（地域連携担当）
放課後子ども教室コーディネーター、公民館職員 ほか

1 地域学校協働本部

～地域みんなで子どもたちを育てる仕組みづくり～

(3) 地域学校協働活動推進員会議（年2回開催予定）

- ・参加者：地域学校協働活動推進員、市内小中学校教職員（地域連携担当）、放課後子ども教室コーディネーター、公民館職員、多賀城市市民活動サポートセンター職員（ほか）

- ・第1回会議（令和6年4月12日開催）兼 委嘱状交付式
内容：地域学校協働活動推進員の役割について・情報交換

- ・第2回会議（令和6年10月10日開催予定）
内容：情報交換 など



2 地域学校協働活動事業

(1) 学校支援活動

～ 児童生徒が生き生きと安全に暮らしていくために、
学校・家庭・地域が連携協力し合いながらより良い教育環境を作っていく ～

活動フロー

学校(地域連携担当)

▶ 地域学校協働活動推進員

▶ 地域ボランティア

▶ 学校支援

- ・活動内容の例
ミシン・裁縫補助
花壇・畑の工作補助
キャリアセミナー企業紹介
懇親会時児童預かり
校外学習見守り
体力テスト補助
放課後自主補助 など



2 地域学校協働活動事業

(2) 地域活動（地域力向上事業）

～災害時に主体的に対応しようとする青少年の育成及び地域防災力の
基盤となるコミュニティの醸成を通した地域教育力の向上を図る～

市内公民館が主催で**防災キャンプ**を行います。

- ・ 大代地区公民館（8月7日～8月8日に開催）
- ・ 中央公民館（9月15日～9月16日に開催予定）
- ・ 山王地区公民館（11月に開催予定）



<昨年度の活動の様子>

2 地域学校協働活動事業

(3) 家庭教育支援

～ 学校・家庭・地域による相互の連携充実が求められる中、その一端を担う家庭での教育の重要性が高まっている。子育て、食育等に関する家庭教育講座を行うことにより、家庭での教育力の向上を図る ～

入学説明会や就学時健診等の機会を活用し、市内小中学校ごとに家庭教育関連の講座や相談活動、親子で参加するイベント等を実施します。

・ 活動内容の例

【食育講座】 入学期の食育について
小学校の給食について

【子育て講座】 成長のチャンスを失う子どものスマホ依存と解決策
子どもと親の心をつなぎ、育む読み聞かせ
子どもの心をのぞいてみませんか

【親子参加型イベント】 星を見る会

2 地域学校協働活動事業

(4) 放課後子ども教室（わくわく広場）

～放課後や週末等に小学校の教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画による交流活動等の取組をととして、児童が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する～

授業終了後から午後4時30分まで、自主学習や体験活動、スポーツ活動等のほか、休日及び長期休業日にはイベント等を行います。

・活動やイベント等の例

工作体験、勉強会、お米づくり体験、水遊び、クリスマス会、球技大会 など



令和6年度の推進体制

地域学校協働活動推進員 18名

放課後子ども教室スタッフ 70名（内コーディネーター6名）※6月末現在

事業成果をあらわす指標

学校・家庭・地域が連携した取組に参加している市民割合
（市民アンケート）

学校だけでは得られない知識や経験を地域住民から学ぶことができる
と感じている児童の割合（小学生）

学校だけでは得られない知識や経験を地域住民から学ぶことができる
と感じている生徒の割合（中学生）